

窒素酸化物に係る適用施設設置(使用、変更)計画書

年 月 日

様

提出者 (削除)

千葉県窒素酸化物対策指導要綱第 6 条第 1 項(第 6 条第 2 項、第 7 条、第 8 条)の規定により、適用施設について、次のとおり提出します。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受付年月日	
適用施設のうち異同のある施設(施設番号)	()	※ 工場又は事業場番号	
窒素酸化物に係る適用施設別原料・燃料使用量及び窒素酸化物排出量等(総括表)	別紙 1 のとおり。	※ 審査結果	

(連絡先)

- 備考 1 適用施設(施設番号)の欄は、本計画に該当する施設について施設の種類及び(市)の施設番号(既設のみ)を記入する。
- 2 ※印欄は記載しないこと。

窒素酸化物に係る適用施設設置(使用、変更)計画書

年 月 日

様

提出者

印

千葉県窒素酸化物対策指導要綱第 6 条第 1 項(第 6 条第 2 項、第 7 条、第 8 条)の規定により、適用施設について、次のとおり提出します。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受付年月日	
適用施設のうち異同のある施設(施設番号)	()	※ 工場又は事業場番号	
窒素酸化物に係る適用施設別原料・燃料使用量及び窒素酸化物排出量等(総括表)	別紙 1 のとおり。	※ 審査結果	

- 備考 1 適用施設(施設番号)の欄は、本計画に該当する施設について施設の種類及び(市)の施設番号(既設のみ)を記入する。
- 2 ※印欄は記載しないこと。

窒素酸化物に係る適用施設別原料・燃料使用量及び窒素酸化物排出量等(総括表)

施設の 種類	工場等における 施設の名称	県(市)の 施設番号	原料・燃料 の種類	原料中 のN分	原料・燃料使用量		換算係数		*1 定格重油換算原料・燃料使用量		通常最大稼働			適用期日	*3 稼働 状況	
					定格 L/h(kg/h)	通常最大 L/h(kg/h)	原料・ 燃料	施設	W(L/h)	W _i (L/h)	乾きガス量 (m ³ /h)	NO _x (ppm)	*2NO _x 排出量 (m ³ /h)			
計		全 施設[内訳(通常) (予備) (休止)]														
		通常稼働の状況														

(改正後)

(注) *1 重油換算量(L/h)は四捨五入して整数とする。
 *2 NO_x 排出量は乾きガス量×NO_x(ppm)×10⁻⁶により算出し小数点以下2桁目を切り上げる。
 *3 稼働状況は通常、予備、休止、廃止の別を記入する。
 *4 許容排出量は小数点以下2桁目を切り上げる。
 [備考]1 1施設で複数の原料・燃料を用いたり、複数の使用方法がある場合は、それらのうちで典型となるものを記入する。
 なお、その形態の内訳を本用紙より別記し、添付する。
 2 廃止施設は—線で削除する。(適用期日は記入)
 3 乾きガス量、NO_x 排出量及び許容排出量については、温度が常温であって圧力が1気圧の状態(標準状態)における量に換算したものとす。

*4
許容排出量 m³/h

窒素酸化物に係る適用施設別原料・燃料使用量及び窒素酸化物排出量等(総括表)

施設の 種類	工場等における 施設の名称	県(市)の 施設番号	原料・燃料 の種類	原料中 のN分	原料・燃料使用量		換算係数		*1 定格重油換算原料・燃料使用量		通常最大稼働			適用期日	*3 稼働 状況	
					定格 L/h(kg/h)	通常最大 L/h(kg/h)	原料・ 燃料	施設	W(L/h)	W i (L/h)	乾きガス量 (Nm ³ /h)	NOx (ppm)	*2NOx 排出量 (Nm ³ /h)			
計		全 施設[内訳(通常) (予備) (休止)]														
		通常稼働の状況														

改正前

(注) *1 重油換算量(L/h)は四捨五入して整数とする。
 *2 NOx 排出量は乾きガス量×NOx(ppm)×10⁻⁶により算出し小数点以下2桁目を切り上げる。
 *3 稼働状況は通常、予備、休止、廃止の別を記入する。
 *4 許容排出量は小数点以下2桁目を切り上げる。
 [備考]1 1施設で複数の原料・燃料を用いたり、複数の使用方法がある場合は、それらのうちで典型となるものを記入する。
 なお、その形態の内訳を本用紙より別記し、添付する。
 2 廃止施設は=線で削除する。(適用期日は記入)

*4
許容排出量 Nm³/h

(改正後)

通 知 書

第 号
年 月 日

様

千葉県知事
(市長)

(削除)

年 月 日 次の計画書を受付、審査した結果、適当と認められるので通知します。

工場又は事業場の名称				
計画書提出の根拠		千葉県窒素酸化物対策指導要綱第6条第1項 (第6条第2項・第7条・第8条)		
計画書の内容		適用施設の設置(使用・変更)計画書		
基 準 等	適用期日	定格重油換算の原料・燃料使用量		窒素酸化物 許容排出量
		W	W i	
		(L/h)	(L/h)	(m ³ /h)

備考 窒素酸化物許容排出量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(標準状態)における量に換算したものとする。

(改正前)

通 知 書

第 号
年 月 日

様

千葉県知事
(市長)



年 月 日 次の計画書を受付、審査した結果、適当と認められるので通知します。

工場又は事業場の名称				
計画書提出の根拠		千葉県窒素酸化物対策指導要綱第6条第1項 (第6条第2項・第7条・第8条)		
計画書の内容		適用施設の設置(使用・変更)計画書		
基準等	適用期日	定格重油換算の原料・燃料使用量		窒素酸化物 許容排出量
		W	W i	
		(ℓ/時)	(ℓ/時)	(Nm ³ /H)